

# XML 特許が研究環境に及ぼす影響と提案

明治大学法学部 夏井高人

## 【概要】

マークアップ言語としての XML の特性と利点が理解されるにつれ、様々な分野で XML を利用した特許の申請がなされ既に登録されたものもある。

XML によるシステム開発の場合であっても一定程度の知識・情報・ノウハウ・アイデア・資金・時間・労力等の投入が不可欠であるから投資の回収を確実にする方法を準備する必要があるし、その特許が社会的有用性を有するものであればあるほどフリーライダーの防止の必要性が高い。したがって、開発されたシステムについて、システム開発者の知的財産としての法的保護を図るのは当然のことである。また、学術研究の場合のように、営利を目的とするシステム開発ではなく、その開発費用の回収も考える必要がない場合であっても、真の開発者以外の者によって特許が申請されたり取得されたりすると、せっかく開発したシステムが他人のものとして扱われたりする危険性があるし、また、その特許の無効を確定するためには、弁護士に訴訟を依頼し、多大の費用・苦労を費やすことが必要となる。このため、いわゆる防衛的な目的による特許取得は大きな意味があり、現に多数の特許申請がなされている。

しかし、他方では、既に成立している特許を買収したり実施料等を支払ったりする余力のない研究機関や開発者にとっては、特許の存在は、新たな開発に対する意欲を大幅に減衰させる作用も持っている。

そこで、営利を目的としない防衛的な目的による特許について、研究開発の目的での利用に限定して無償利用を認める法的仕組みを構築する必要がある。

本報告では、まず、特許制度の簡略な説明をする。次に、現に存在している XML 特許のうちいくつかを紹介し、どの程度のクレームの記述があれば特許登録になるのかを考える。また、これらの理解を前提に、上記のような特許の存在によって開発意欲が削がれてしまうという問題を明らかにする。そして、その解決策として、既存システムの開発者の権利と新たな研究開発のインセンティブとを両立させるための新たな法的仕組みの構築の必要性を提案する。

## [レジュメ]

### 1 特許制度の概要

### 2 特許の種類

- a) 一般的な特許
- b) ソフトウェア特許
- c) システム特許
- d) ビジネスモデル特許

### 2 XML 特許事例の紹介

\* 「XML 開発者の日」当日に別途プリントを配布する予定。

### 3 問題点の指摘

- a) クレームの記載の冗長性
- b) 特許無効を主張することの困難性
- c) 大学等の研究機関における法務対応組織の欠落
- d) 研究者（特に社会科学系及び人文科学系）における問題意識の決定的な欠落
- e) グローバルな IT 産業の急激な成長と経営戦略
- f) 結果としての教育研究の窒息現象
- g) その他

#### 4 考えられる対応

- a) 特許に関する利用契約（債権的対応）
- b) 特許プール（競争制限の問題を含む）
- c) 公知技術に関する情報ネットの構築（公共財産DBの構築）
- d) 国際条約（特許制度の摺り合わせ）
- e) その他

#### 5 提 案

- a) 特許制度全体の考え方の見直し（著作権制度との融合を含む）
- b) 特許権の行使を制限する法理論の確立（特に教育研究目的での利用の無償化）
- c) 新たな報償制度の構築（特許化しない発明等に対する報償）
- d) 高等教育システムの再構築
- e) 司法システムの改善（知的財産権関連事件への対応）
- f) その他

#### 6 まとめ

#### 7 質疑応答